

# 沖縄振興特別措置法の見直し規定を踏まえた 今後の進め方について

令和5年11月13日（月）



内閣府

# 沖縄振興特別措置法（概要）

- ▶ 昭和47(1972)年の沖縄の本土復帰時に制定された「**沖縄振興開発特別措置法**」が起源（10年の時限立法を改正・延長し、現在は第6次に相当）
- ▶ 平成14(2002)年の改正では、**法目的を「本土との格差是正」**(社会資本整備等による基礎条件の改善)から、「**民間主導の自立型経済の構築**」に変更
- ▶ 平成24(2012)年の改正では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、**沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更**するとともに、いわゆる**一括交付金制度等を創設**
- ▶ 令和4(2022)年の改正では、全ての特区・地域において**措置実施計画の認定制度等を導入**するとともに、北部・離島振興や各分野の政策課題の**努力義務規定を創設**

## 総論

### 第1章 総則

- **沖縄の置かれた特殊な諸事情**※に鑑み、**沖縄の自主性を尊重**しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって**沖縄の自立的発展に資する**とともに、**沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与**することが目的

※ 歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中
自然的事情	我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候。台風常襲・深刻な塩害等

### 第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会

- **国(内閣総理大臣)**は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた「**沖縄振興基本方針**」を策定(総理決定)
- **沖縄県(知事)**は、**基本方針に基づき**、各分野の振興に関する事項等を定めた「**沖縄振興計画**」を策定
- 沖縄振興に関する重要事項を審議するため、**内閣府に「沖縄振興審議会」を設置**

## 各論

### 第3章 産業の振興

- ① 観光の振興
  - 観光地形成促進地域
  - 沖縄型特定免税店制度
  - 航空機燃料税の軽減措置
- ② 情報通信産業振興地域及び特別地区
- ③ 産業イノベーション促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- ⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定
- ⑦ 石油石炭税の免除措置
- ⑧ 中小企業の資金確保・助言指導等の援助、  
手続負担の軽減に関する努力義務規定
- ⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例  
(新事業に必要な出資)

### 第4・5章 雇用の促進、文化の振興等

- ① 失業者求職手帳制度等
- ② 人材の育成及びそれに必要な教育の充実に関する努力義務規定
- ③ 地域文化の振興に関する配慮規定
- ④ 自然環境の保全、脱炭素社会の実現等に関する努力義務規定
- ⑤ 子育ての支援に関する配慮規定、子どもの貧困対策等に関する努力義務規定
- ⑥ 科学技術の振興等に関する努力義務規定
- ⑦ デジタル社会の形成に関する努力義務規定
- ⑧ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定

### 第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等

- ① 北部地域の振興に関する努力義務規定
- ② 離島の地域の振興に関する努力義務規定、離島の旅館業への税制優遇措置
- ③ 無医地区等における医療の確保等に関する規定
- ④ 交通の確保等に関する配慮規定等(新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等)
- ⑤ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に関する配慮規定
- ⑥ 公共事業に係る高率補助等の特例措置
- ⑦ 沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)

### 附則

- 法の有効期限（令和14年3月31日）
- 不発弾等に関する施策の充実に関する配慮規定

# 今後の審議事項について

昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大、デジタル化の進展など、  
沖縄を取り巻く環境の目まぐるしい変化

## 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）

### 【附則第二条（抄）】

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業又は事務に対する特別の措置の適用の状況その他の新沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

### 【衆・沖縄及び北方問題に関する特別委員会 附帯決議（抄）】

五 沖縄振興特別措置法の施行後5年以内の見直しについては、法の期限が10年間延長されることを踏まえ、計画期間全体を通じた取組を念頭に置いて設定される施策の成果指標等について適切に評価すること。

上記の見直し規定を踏まえ、令和8年度中に、  
沖縄振興審議会としての一定の結論を得る。

# 沖縄振興策の主な検証手順

## 附則第2条に基づく所要の見直しの検討

必要がある場合

### 沖縄振興審議会（本審議会）

- 沖縄の振興に関する重要事項等を調査審議。
- 本審議会において、沖縄振興の検証等について調査審議を行うこと、沖縄振興審議会の下に開催される総合部会専門委員会に上記の調査審議事項を付託することを検討。
- 総合部会専門委員会における調査審議結果の報告を受けて、審議会としての報告書を取りまとめることを検討。

③  
報告

### 総合部会専門委員会

〔本審議会の会長が指名する総合部会長、総合部会に属する委員及び専門委員で組織〕

- 本審議会において付託された事項（沖縄振興の検証等）について、個別分野ごとに成果指標等を活用するなどにより調査審議を行う。
- 調査審議の結果を本審議会（総合部会）に報告する。

①  
付託

沖縄振興計画に基づく事業等に対する特別措置（高率補助、一括交付金等）の適用状況等、取組の実績や成果

②検証

### 沖縄振興計画（新・沖縄21世紀ビジョン基本計画）

- 沖縄21世紀ビジョンで掲げる5つの将来像の実現に向け、県が推進する**36の基本施策**及び**107の施策展開**を示した基本計画。
- 本計画の折り返しとなる**5年以内**に、3年ごとに策定する実施計画や毎年度実施するPDCA等を活用した計画の検証を行い、必要に応じて計画の改定等を行う。

### 実施計画（新・沖縄21世紀ビジョン実施計画）

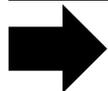
- 基本計画の着実な推進を図るため、同計画に掲げた基本施策等の展開を具体化する実施計画。
- 施策効果等を検証するための**成果指標**等を設定。
- 実施計画で示した**各年度の取組の進捗状況の確認**や**成果指標の達成状況の毎年度の検証**等を全庁的に行う。

等

# 過年度の見直しスケジュール

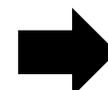
## 沖縄振興計画の中間検証

会長・専門委員会合（平成28年度）		
平成28年度	6/8	・沖縄振興の仕組みと現状について ・自由討議
	6/15	・分野別の沖縄振興の実績と現状について
	10/13	・沖縄振興計画改定の方向性について ・観光、離島、北部振興、跡地利用
	10/21	・産業振興、人材育成
	11/1	・社会資本整備、総論 ・沖縄振興一括交付金の事後評価について
	11/17 沖縄振興審議会にて最終報告	

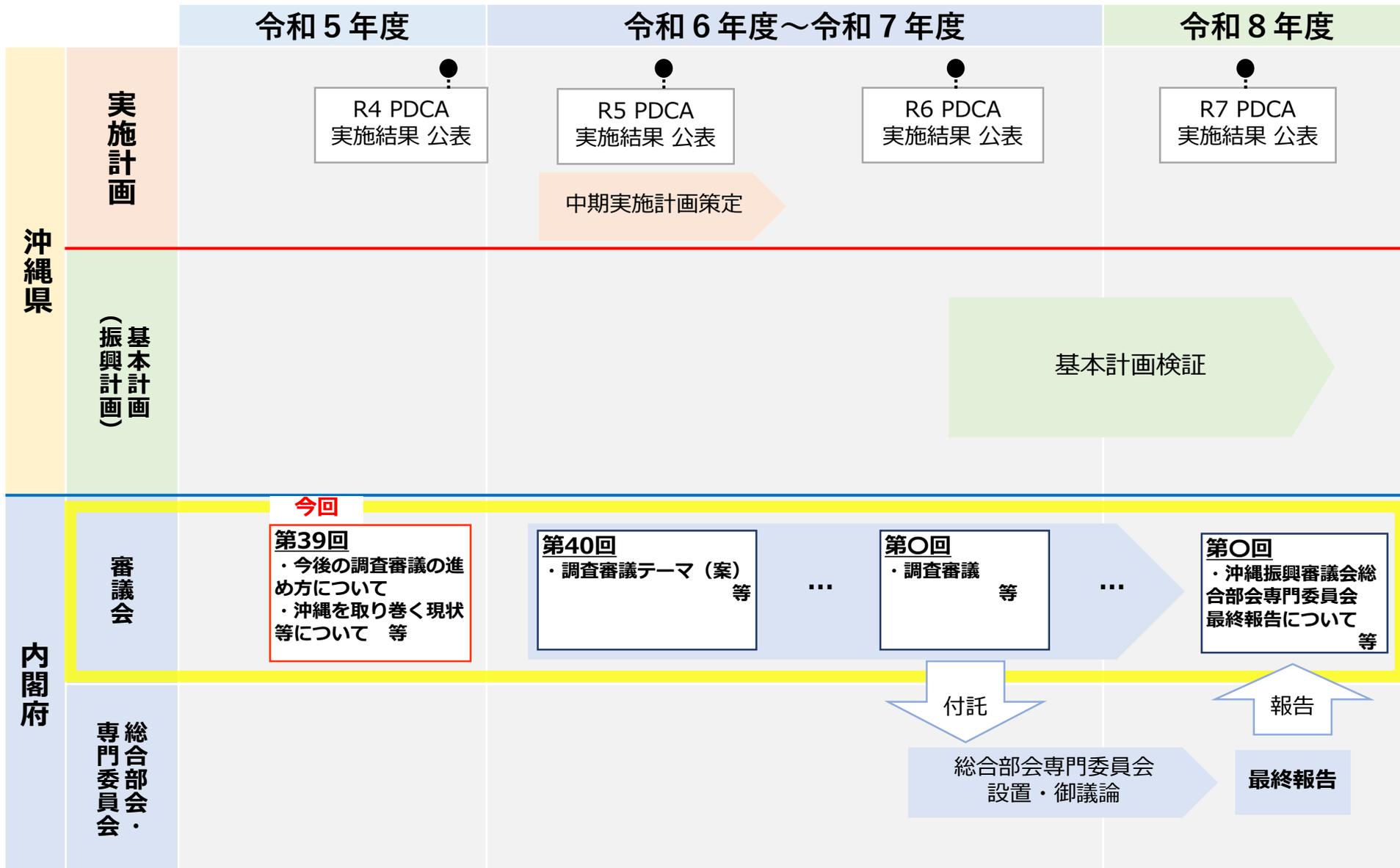
 平成29年5月15日付けで第5次沖縄振興計画を改定

## 沖縄振興計画の検証及び 期限後の沖縄振興の在り方の検討

総合部会専門委員会（令和元年度～3年度）		
令和元年度	6/28	・沖縄振興の検証について ・自由討議 ・視察
	9/12	・分野別の調査審議 経済、観光、産業振興 等
	11/1	・分野別の調査審議 教育、人材育成、福祉 等
令和2年度	2/17	・分野別の調査審議 跡地、離島、社会資本整備 等
	7/6	・政策ツールの調査審議
	9/23	・中間報告（案）について
10/28 沖縄振興審議会にて中間報告		
令和3年度	4/9	・沖縄振興計画総点検結果について ・有識者からの意見聴取
	4/23	・分野別の調査審議 教育・人材育成、福祉（子供の貧困等） ・有識者からの意見聴取
	5/21	・分野別の調査審議（離島、社会資本整備等） ・有識者からの意見聴取
	6/25	・分野横断的な調査審議
	7/28	・最終報告(素案)について
8/23 沖縄振興審議会にて最終報告		

 **沖縄振興特別措置法の改正  
沖縄振興基本方針の決定**

# 沖縄振興審議会の想定スケジュール（イメージ）



## 問題意識

沖縄を取り巻く環境の急速な変化に迅速に対応していく必要性等に鑑み、沖振法の施行状況について検討を加える必要があることから、例えば、以下の視点から沖縄振興策の検証を行うことが必要なのではないか。

## 検証の視点（例）

- 令和4年4月の改正沖振法施行後、沖縄を取り巻く環境の変化があるか。あるとすればどのような変化か。
- 沖縄振興策を進めるにあたり、観光や雇用などの個別分野について新たな課題が生じているものはあるか。
- その他今後の沖縄振興にあたって留意すべき視点はありますか。

等



今後の調査審議のテーマ・視点等について委員の先生方の御意見を伺いたい。